

運営規程における従業者数の考え方及び変更届の取扱いについて

令和3年10月
三重県長寿介護課

1 はじめに

介護保険法第75条第1項及び同法施行規則第131条第1項等に基づき、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者及び介護保険施設は、運営規程に変更があったときは10日以内に県に変更届を提出することとなっています。

運営規程には、「従業者の職種、員数及び職務の内容」を定めることとされているところですが、この運営規程における従業者数の考え方及び変更届の取扱いについては以下のとおりです。

2 運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について

運営規程とは、介護保険事業所の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、事業の目的や運営の方針、定員等重要な事項を内容とする規程であり、事業所の基本的かつ重要な事項を事業所内外に示すものと言えます。

このことから、運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、事業所としての基本的な職員の体制を示すものであり、月単位で（又は日々）変動する実人員と必ずしも一致しているとは限りません。

例えば、事業所の基本的な体制として「介護職員10名」と運営規程で定めた場合、急な退職等によって一時的に9名になったとしても、10名の体制にしようと募集等を行っている限り、運営規程を変更する必要はなく、変更届も提出不要です。ただし、今後、介護職員9名の体制で運営していくということを事業所として意思決定するのであれば、運営規程を変更したうえで変更届の提出が必要となります。

なお、運営規程を変更する場合は、基本的に定款等の規定に則り、理事会等の役員会に諮る必要がありますのでご注意ください。

3 利用者等への説明について

介護保険事業所は、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、運営規程及び重要事項説明書に基づく説明を行い、同意を得ることとされています。

この場合、重要事項説明書には実人員を記載したうえで、運営規程に定める従業者の員数は事業所の基本的な職員体制であり、その時点の実人員と必ずしも一致するとは限らないことを十分に説明してください。